

平成30年度 八戸市公共事業再評価シート

平成30年11月5日

No.	30-②	担当部署	環境部 下水道建設課 計画調査グループ				
事務事業名	八戸市公共下水道事業(馬淵川左岸第二、第五排水区)						
再評価実施要件	<input type="checkbox"/> 5年未着工 <input type="checkbox"/> 長期継続(年) <input checked="" type="checkbox"/> 再評価後(10年) <input type="checkbox"/> その他()						

1 事業の概要

総合計画の 施策の体系	分野	政策6 都市整備・公共交通						
	大施策	6-4. 上下水道の整備						
	中施策	(1) 上下水道の整備						
	小施策	② 下水道の整備						
	事業	公共下水道の整備						
採択年度	昭和60年度	用地着手年度	昭和60年度	工事着手年度	平成17年度			
終了年度	平成47年度	※平成29年度計画変更 (変更前の終了年度 平成32年度)						
事業目的	近年、全国的に記録的な集中豪雨や長雨による浸水被害が多発している。河原木地区(馬淵川左岸第二排水区)及び尻内地区(馬淵川左岸第五排水区)においても、大雨により河川の水位が上昇し、河川に排水ができなくなる内水被害が発生している。 このような浸水被害の解消を目的として、馬淵川左岸第二及び第五排水区を対象に公共下水道(雨水)を整備する。							
事業内容	全体計画(平成29年度変更) ①馬淵川左岸第二排水区 ・全体計画面積 : 425ha ・雨水ポンプ場能力 : 1,214m ³ /min ②馬淵川左岸第五排水区 ・全体計画面積 : 100ha ・雨水ポンプ場能力 : 450m ³ /min					事業方法	<input checked="" type="checkbox"/> 国庫補助事業 <input type="checkbox"/> 県補助事業 <input checked="" type="checkbox"/> 市単独事業	
						財源負担	<input checked="" type="checkbox"/> 国(50%) <input type="checkbox"/> 県(%) <input checked="" type="checkbox"/> 市(50~100%)	
事業費	○当初計画総事業費 17,894百万円 ○再評価時総事業費 20,873百万円 ※単位:百万円							
		~26年度	27年度	28年度	29年度	小計	残事業 (30年度~)	合計
	当初計画	6,935	920	1,322	2,172	① 11,349	6,545	17,894
	(うち用地費)	(176)	(0)	(0)	(0)	②(176)	(79)	(255)
	平成2年全体計画							
現計画	6,935	920	1,322	2,172	11,349	9,524	⑤ 20,873	
(うち用地費)	(176)	(0)	(0)	(0)	(176)	(0)	⑥(176)	
平成29年度変更								
実績	6,935	1,003	1,740	1,418	③ 11,096	9,777	20,873	
(うち用地費)	(176)	(0)	(0)	(0)	④(176)	(0)	(176)	

2 項目別評価

(1) 事業の進捗に関する視点

(A) ・ B ・ C

進捗率			計画全体に対する進捗		当初計画に対する進捗		
	事業費割合		53.16% 【③/⑤】		97.77% 【③/①】		
	(うち用地費)		(100.00%) 【④/⑥】		(100.00%) 【④/②】		
整備状況	項目		H2全体計画		H29全体計画		整備状況(H29年度末)
	排水区域面積 (ha)	第二	552		425		26
		第五	44		100		2
	計画流出量 (m3/min)	第二	1,247		1,214		1,214
		第五	268		450		450
	ポンプ能力 (m3/min)	第二	1,247		1,214		1,214
第五		270		450		450	
事業の進捗に関する説明	<p>【進捗状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画全体に対する事業費割合の進捗は53.16%となっている。 ・馬淵川左岸第二排水区では、下長雨水ポンプ場と雨水管渠の整備を行い、ポンプ場が平成22年度に供用を開始している。 ・馬淵川左岸第五排水区では、尻内雨水ポンプ場と雨水管渠の整備を行い、ポンプ場が平成30年度に供用を開始している。 <p>【今後の見込み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポンプ場に雨水を集めるため、管渠等の整備を行っていく。 						

(2) 事業の必要性等に関する視点

(A) ・ B ・ C

必要性に関する説明	当初計画時	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道は浸水の防除を図る上で欠くことのできない都市の基盤施設であり、都市計画法第13条第11号に基づき、当市の都市計画において下水道の排水区域を定めている。 ・下水道事業では、大雨による市街化区域の浸水被害や内水被害を防止するため、雨水を速やかに排除できるよう、管渠、ポンプ場、樋門等の雨水排水施設の整備を行う必要がある。 																																																
	現在	<ul style="list-style-type: none"> ・当地区は、保育園・小学校・消防署・介護施設及び病院があり、これまで河川水位の上昇、宅地化の進行による雨水流出量の増大によって、河川に排水ができなくなる内水被害が発生していることから、浸水時における都市機能の確保、個人財産保護のため、雨水管渠やポンプ場等の整備による浸水対策が必要である。 ・当該排水区の浸水対策状況は、計画されている雨水ポンプ場のうち、下長雨水ポンプ場は平成22年度に、尻内雨水ポンプ場は平成30年度に供用開始されており、計画流出量に対応した雨水排水が可能となった。 ・一方、区域内に降った雨水をポンプ場に導く雨水管渠等については、幹線管渠が概成し、浸水対策に効果を発揮しているものの、一部幹線管渠を含む排水システムの整備が未了となっているため、整備が必要である。 <p>過去の浸水被害</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H13</th> <th>H14</th> <th>H16</th> <th>H18</th> <th>H23</th> <th>H26</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">左岸第二 (河原木地区)</td> <td>床上</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>24</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>床下</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>25</td> <td>100</td> <td>0</td> <td>10</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">左岸第五 (尻内地区)</td> <td>床上</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>15</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>床下</td> <td>2</td> <td>16</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>17</td> <td>0</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>									H13	H14	H16	H18	H23	H26	H29	左岸第二 (河原木地区)	床上	1	0	0	24	0	3	0	床下	3	6	25	100	0	10	0	左岸第五 (尻内地区)	床上	1	2	0	15	0	0	0	床下	2	16	8	10	17	0
		H13	H14	H16	H18	H23	H26	H29																																										
左岸第二 (河原木地区)	床上	1	0	0	24	0	3	0																																										
	床下	3	6	25	100	0	10	0																																										
左岸第五 (尻内地区)	床上	1	2	0	15	0	0	0																																										
	床下	2	16	8	10	17	0	3																																										
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・尻内雨水ポンプ場整備について、下水道事業認可前(平成20年5月)と整備着手前(平成23年7月)に地元説明会を行い、ポンプ場の概要、整備スケジュールを説明。 ・地元では自主防災組織等を設立している。 ・平成26年12月議会 (質問)下水道雨水計画の整備状況と今後の進め方について伺いたい。 (回答)馬淵川左岸第五排水区では、ポンプ場が平成30年度の供用開始を予定しており、今後は関係部署と連携して浸水対策の検討を実施していくと回答している。 <p>※平成30年度、尻内雨水ポンプ場供用開始</p>																																																	

(3) 事業の投資効果に関する視点

(A) ・ B ・ C

事業効果等	評価指標	前回評価時	今回評価時	増減	参考値
	費用便益比(B/C)	1.67	1.70	0.03	

※内訳 単位:百万円

区分	主な項目	前回評価時	今回評価時
費用項目③	①管渠建設費	8,694.4	8,891.0
	②ポンプ場建設費	11,723.7	17,037.0
	③用地費	276.5	184.0
	④維持管理費	258.8	1,245.0
	総費用	20,953.4	27,357.0
便益項目④	①浸水の防除効果	33,800.4	45,487.0
	②残存価値	1,263.0	1,097.0
	総便益	35,063.4	46,584.0
B/C		1.67	1.70

費用便益 分析手法	<p>【分析手法】 「下水道事業における費用効果分析マニュアル」(平成28年12月/国土交通省水管理・国土保全局下水道部)に基づいて分析した。</p>
特記事項	<p>【要因変化】 費用項目について、①管渠建設費及び②ポンプ場建設費は、整備の実績額が前回評価時の計画事業費より増加したことや、今後の事業費の増加が推定されることから、前回評価時から増加した。また、④維持管理費は、管渠・ポンプ場の供用開始により、維持管理の実績額が前回評価時で推定した計画の費用より増加し、今後も管渠の整備により増加すると推定されることから、前回評価時より増加した。 便益項目について、①浸水の防除効果の増加は、全体計画の変更による評価期間の延伸に伴い増加した。 分析の結果、便益の増加割合が上回ったため、費用便益比(B/C)は前回評価時から上昇した。</p>

(4) 事業のコスト縮減等に関する視点

(A) ・ B ・ C

コスト縮減対策の実施状況	・管渠の最小土被りを浅くする。 ・馬淵川左岸第五排水区の雨水管渠は、道路幅員が狭いことから、経済性、効率性を考慮し汚水管渠との同時施工を行っている。
事業代替案の可能性	当該事業は、内水による浸水被害を解消することが目的であり、下水道を整備する以外の浸水対策は考えられず、また、施設計画も最も効率的・効果的である。よって、代替案はない。

(5) 環境影響への視点

(A) ・ B ・ C

配慮手法	○	建築設計段階で省資源、省エネルギーを推進	○	建築機械、工事車両には低騒音、低振動、低排出ガスの機械を使用
	×	建築設計段階で太陽光発電システム、その他再生可能エネルギーの導入	○	建設副産物のリサイクル推進
	×	施設の緑化	○	廃棄物の分別処分
	○	再生資源の使用	※ ○:実施 ×:未実施 -:対象外	

3 総合評価

(1) 対応方針(案)

総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続	<input type="checkbox"/> 計画変更	<input type="checkbox"/> 休止	<input type="checkbox"/> 中止	
理由	雨水ポンプ場の供用開始、幹線管渠の概成により、浸水対策に効果を発揮しているものの、一部幹線管渠を含む排水系統の整備が未了となっているため、引き続き、管渠等の整備を行う必要がある。 よって事業継続としたい。				

(2) 行政改革委員会意見

委員会評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続	<input type="checkbox"/> 計画変更	<input type="checkbox"/> 休止	<input type="checkbox"/> 中止	
附帯意見理由等	特になし。				

(3) 対応方針(決定)

総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続	<input type="checkbox"/> 計画変更	<input type="checkbox"/> 休止	<input type="checkbox"/> 中止	
理由	対応方針(案)に示したとおり事業継続とする。				